

## 岩出山地域づくり委員会規約（案）

### （名 称）

第1条 本会は、岩出山地域づくり委員会(以下「委員会」という。)と称する。

### （区 域）

第2条 委員会の区域は、岩出山小学校区から中里、川北行政区を除いた区域とする。

### （事務所）

第3条 委員会の事務所は、大崎市岩出山地区公民館内に置く。

### （目 的）

第4条 委員会は、地域の特色を活かした個性的で魅力ある地域づくりのため、次に掲げる活動を行うことにより、地区における身近な課題を住民の意志に基づき自主的に解決し、もって良好な地域社会の維持及び地域の発展に資することを目的とする。

- (1) これまで受け継がれてきた地区の活動
- (2) 地区の特性や資源を活かした活動
- (3) 地区住民の意見を集約して市政に参画する活動
- (4) 地区課題の調査・研究に関する事項
- (5) 地区情報の収集及び発信に関する事項
- (6) 岩出山地区公民館の管理運営
- (7) その他、必要と思われる事項

### （構 成）

第5条 委員会は、別表1に掲げる地区民が所属している各種団体・機関及び総会で承認された団体等をもって構成する。

### （役 員）

第6条 委員会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名（うち1名は岩出山地区公民館長）
幹 事	<u>30名以内</u>
監 事	3名

2 役員は、前条で規定する各種団体・機関から部門毎に推薦された者並びに地域活動経験者として役員会で推薦した個人及び岩出山地区公民館職員をもってあてる。

その構成は別表2のとおりとする。

3 会長、副会長、幹事、監事は役員会で選出し、総会において承認を受ける。

4 役員任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次に定めるところによる。

- 1 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、目的達成の企画運営にあたる。
- 4 監事は、会務会計を監査する。

(会 議)

第8条 会議は、総会並びに役員会とし、会長が招集する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、第5条で規定する団体・機関から役員を除いたそれぞれ1名をもって構成し、3分の1以上の出席で成立する。

ただし、岩出山親交会連絡協議会については、構成親交会の数とする。

- (1) 通常総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、役員会で必要と認めたときに開催できる。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 規約の改正について
  - (2) 事業報告及び収支決算について
  - (3) 事業計画及び収支予算について
  - (4) 役員承認について
  - (5) その他運営に関する重要事項
- 4 総会の議長は、出席した者の中から選出する。
- 5 役員会は、必要に応じて開催し、第6条で規定する構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他委員会の運営執行に関する事項
- 7 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 8 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。

(事務局)

第9条 委員会の会務会計を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名、副事務局長1名、事務局員若干名を置き、幹事のなかから会長が任命し、役員会で承認を受ける。

3 事務局長は、会務会計を掌握する。

4 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。

5 事務局員は、事務局長及び副事務局長を補佐する。

(専門部会)

第10条 委員会は、円滑な事業の推進を図るため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会の設置等については、別に定める。

(経費)

第11条 委員会の経費は、次に掲げるものをもってこれにあてる。

- (1) 交付金、補助金等
- (2) 活動に伴う収入
- (3) 岩出山地区公民館の指定管理料及び運営に伴う収入
- (4) その他の収入

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第13条 会長は、会の収入、支出を明らかにするため、会計帳簿等を整備する。

(監査と報告)

第14条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(岩出山まちづくり協議会委員の推薦)

第15条 岩出山まちづくり協議会への委員の推薦は、役員会において決する。

(委任)

第16条 この規約の施行に関し、会の運営上必要な規定は、役員会に諮って会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は平成18年6月24日から施行する。
- 2 第6条の役員について、設立当初は世話人会で推薦された者をもってあてる。
- 3 この規約は平成21年6月6日から施行する。
- 4 この規約は平成24年5月13日から施行する。
- 5 この規約は平成27年5月10日から施行する。